

令和 6 年度 大江町障害者就労施設等からの物品等調達推進に関する方針

令和 6 年 3 月作成

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 調達方針の適用範囲

本方針は、本町のすべての行政組織が発注する物品の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象施設は、その所在地が山形県内にあり法第 2 条第 4 項に規定する次の施設等とする。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

② 障害者を多数雇用している企業

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定を受けた特例子会社の事業所

- ・障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する重度障害者多数雇用事業所（※）

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- (1) 障害者の雇用数が 5 人以上
- (2) 障害者の割合が従業員の 20% 以上
- (3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

③在宅就業障害者等

- ・障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- ・障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

4 調達対象品目

町が発注する物品等のうち、対象となる障害者就労施設等が供給できるものとする。
詳細品目については、山形県の「障がい者就労施設における販売物品及び役務・サービスの一覧」を準用する。（県ホームページに掲載）

5 調達の推進に関する具体的方策

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品、役務の情報を組織全体で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
- (3) 施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

6 調達目標

令和6年度においては、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

7 調達実績の公表

会計年度終了後、一般会計及び各特別会計の調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

調達方針の策定及び見直し、調達実績のとりまとめ及び周知に関する担当窓口は、健康福祉課福祉係が行う。